

令和3年11月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	3
福祉生活病院常任委員会	4
地域づくり県土警察常任委員会	5

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	備 考
福 3年－29 (R3.11.29)	子育て・人財	保育所等の最低基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出について	4頁

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

地 3年－26 (R3.11.24)	地域づくり	選挙における略称の表記に係る意見書の提出について	5頁
地 3年－27 (R3.11.24)	地域づくり	比例代表を中心とする選挙制度の確立を求める意見書の提出について	6頁
地 3年－28 (R3.11.26)	地域づくり	「県民の声」のウェブサイトへの公開と開かれた行政の推進について	7頁
地 3年－30 (R3.11.29)	危機管理	島根原発再稼働における市民参加型の原発行政を実行するための会議の開催について	8頁

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
3年－29 (R3.11.29)	子育て・人財	保育所等の最低基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出について	
▶陳情事項 鳥取県議会から国に対し、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由 コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、保育士不足に拍車をかけている。 岸田政権が分配戦略の柱に掲げる保育士などに、来年2月から3％程度(9,000円)の賃上げを決定した。保育士の全国平均の月額給与は244,500円（令和元年賃金構造基本統計調査）であるが、県内保育士給与はさらに5～6万円低いのが実態である。さらに、保育士全員に9,000円が支給されるわけではなく、職員配置基準に基づいて支給されるため、実際にそれ以上の保育士配置をしていることから、1人の保育士支給額はさらに低い金額となる。賃上げ施策には賛同するものであるが、貧しい保育士配置のなかでは、わずかな賃上げで保育士不足解消には程遠いと言わざるを得ない。 保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度「学校基本調査」によると、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えることになるが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が70年以上も放置されているのは、由々しき事態と言わざるを得ない。 コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められている。
▶提 出 者 鳥取の保育を考える会

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
3年－26 (R3.11.24)	地域づくり	選挙における略称の表記に係る意見書の提出について	
▶陳情事項 鳥取県議会から国に対し、候補者や政党名がきちんと分別され、有権者の意思がきちんと反映される選挙制度の構築を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由 衆院選が終わった。比例代表の投票用紙に書く政党名を巡り、立憲民主、国民民主両党の略称が「民主党」で重複し、その票のあり方をめぐって問題提起がされている。略称を届け出た両党は、「略称を書かないで」「正式な党名を書いて」と注意を呼びかけた。 略称は、正式な党名が略されていることを条件に各党が総務省に届け出る。今回は立民、国民の双方が「民主党」を希望。報道によると、公職選挙法に禁止規定がないため、総務省は略称が重複しても条件を満たせば認めることになるそうだ。 今回の「民主党」については、有効票として両党の得票に応じて案分するという方針を、総務省が都道府県選管に通知(10月22日)。立憲は「立」「立憲」、国民は「国」「国民」と書いても有効となる。一方、「民主」と書いた票は、票の有効性の判断は各選管が選任する開票管理者に委ねられているため、無効となる可能性があるそうだ。他地域の選管では、これを「有効とする場合は立民と国民で案分する」との考えと『『民主』を含む政党は自民、社民を含め4党あるため、無効とする』という考えもあるそうで、定かではない。 また、山陰中央新報は、31日の衆院選島根1区で開票作業に当たった松江市など9市町村の選挙管理委員会は、氏名の読み方が同じ2候補に振り分ける「案分票」の扱いに苦心。島根県選管や各市町村選管は案分票とした数や、判断基準について選挙後でも明らかにしておらず、有権者の投じた1票がどのような判断をされたのかは分からずじまいと報じている。本来、われわれの大切な一票が、その意志に応じて、きちんと選挙結果に反映されることが大切なのに、思いとは違う票に反映されることは好ましくない。 たとえば、マークシート方式を用いたり、候補者番号を使うのもひとつかもしれない。いずれにせよ、候補者や政党名が、きちんと分別され、有権者の意思がきちんと反映される選挙制度の構築を求めることが大切である。
▶提 出 者 倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
3年－27 (R3.11.24)	地域づくり	比例代表を中心とする選挙制度の確立を求める意見書の提出について	
▶陳情事項 鳥取県議会から国に対し、比例代表を中心とする選挙制度の確立を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由 先の総選挙では、自民党が衆院定数（465）の56％を占める261議席を獲得し、「絶対安定多数」となった。 今回の選挙で、有権者数は、1億562万2860人で、そのうち5900万人余りが投票した（投票率55.93％）。引き続き政権与党となった自民党は、小選挙区で48.4％の票を獲得し、全289小選挙区の65.4％に当たる189議席を獲得した。比例代表での自民党の得票率は34.7％だった。 一方、小選挙区で落選候補に投じられ、有権者の投票が議席獲得につながらなかった「死票」は総計で約2673万票（46.5％）と、投票の4割強が死票になっていることがわかる。 現在の選挙制度は、小選挙区制と、比例代表制を組み合わせた、小選挙区比例代表並立制であるが、小選挙区中心の選挙制度は、得票が1票でも多ければ議席が獲得でき、残りは多くが「死票」になるデメリットを持っている。有権者の意思がきちんと反映される、比例代表中心の選挙制度の構築を求めることが大切である。
▶提 出 者 倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
3年－28 (R3.11.26)	地域づくり	「県民の声」のウェブサイトへの公開と開かれた行政の推進について	
▶陳情事項 鳥取県議会から鳥取県当局に対し、「県民の声」の積極的なウェブサイトへの掲載を求めること。			

▶陳情理由 県民の皆様からの県政への意見・要望・苦情などについては、県政を改善・発展させる上できわめて重要なものであり、その同種の意見や疑問を持っている人にとって参考になるものである。「声」が掲載されることで、現場の緊張感を高め、「市民の目線」を大切にする県政につながるだろう。 他方、現在、かつてに比べ、この「声」の掲載が本当に少なくなっている。 この原因はなぜなのか、わからない。コロナ禍で、原課が多忙をきわめ、「県民の声」として向き合うのが大変なのか、それとも「県民の声」自体が減っているのか、その他の理由なのか。 たとえば、11月26日時点での「県民の声」データベースの掲載数を数えると、2021年4月は5件、5月は21件、6月は9件、7月は7件、8月は6件、9月は4件、10月は3件、11月は9件という具合である。 県庁には多数の部署がある。たくさんの意見を受けているはずである。 多様な意見を極力掲載し、県政にどのような声が寄せられているのか、いまよりも掲載し、開かれた行政を推進してほしい。 また、先に陳情者が入れた意見について、回答期限を超過して回答がなされたケースもあった。担当課において、各所属に対し、「県民の声」のあり方（取り扱い要領）の再周知をはかってほしい。 については、鳥取県議会から鳥取県執行部に対し、その旨求めていただきたく、陳情するものである。
▶提 出 者 倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
3年－30 (R3.11.29)	危 機 管 理	島根原発再稼働における市民参加型の原発行政を実行するための会議の開催について	
▶陳情事項 島根原子力発電所2号機の再稼働における住民の不安や懸念を払拭するために、鳥取県民であれば誰でも参加することができる住民参加型の会議を、鳥取県の住民と鳥取県当局と中国電力株式会社の三者で開催すること。			

▶陳情理由

2021年9月に、島根原発2号機が新規制基準に合格して以降、2021年11月現在、島根原発2号機が再稼働に向けて、慌ただしくなっている。この2か月の間に、島根県、松江市、境港市、米子市等で住民説明会が行われ、11月18日には、鳥取市でも住民説明会が実施された。鳥取市での説明会は、平日の18時ということもあり、大変少ない参加人数だった。しかも、鳥取市で住民説明会を開催した理由は、避難先であるということであった。鳥取市はあくまでも避難先であり、鳥取市が汚染された場合の提案などはなかった。また、その質問時間も十分ではなかった。原発事故が起こった場合の情報が県民に全く理解されていないまま、島根原発2号機が再稼働してしまうことに不安を感じている。どれだけの県民が、原発事故が起こった場合の状況を理解しているのか甚だ疑問である。

また、新規制基準で地震動が820ガルに引き上げられたので、より基準が厳しくなったという説明があった。そこで、陳情者は、地震動の820ガルは一般住宅よりも緩い基準であり、この基準をもって安全だといえるのか？という質問をした。県の担当者は、原発は硬い岩盤の上に建設されているので、820ガルで安全性が確保されている旨の返答をされた。しかしながら、2007年中越地震では新潟県の柏崎刈羽原子力発電所の3号機で2085ガルを記録している。このような背景から地震動820ガルに不安を覚えた。この説明会では、避難計画の点でも質問が多くあり、問題点が沢山あることが浮き彫りになった。

事故が起きれば、被曝するのは県民であり、避難して生業を失うのも県民なのであるが、このような不安や懸念を住民がぶつけることのできる場所は、今のところ、住民説明しかない。陳情者が住民説明会に参加した感想は、ただ単に、質問してそのことに対して担当者が見解を述べるといったものであり、不安や懸念が解消し、議論が深まり、その後の原発行政に反映されるといったものではなかった。原発の稼働における様々な問題について、住民と鳥取県が中電とともに、意見交換し、議論し、少しでも問題を解決していく方法を模索するのがあるべき姿ではないか。原発行政を一方的なものにしないために住民参加型会議の開催をお願いする。

▶提 出 者

鳥取市 個人